

4. 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容

権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他
所有権	設定・移転	許可日	許可日から永久	

5. 資金調達についての計画

※事業資金については、確認のため、通帳の写し・融資申込み書等が必要

必要資金（土地購入費〇〇〇〇万円 建物建築費〇〇〇〇万円）
 資金調達（自己資金〇〇〇〇万円 借入金〇〇〇〇万円）

6. 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要

排水については公共下水道（水路）に排水し、近隣農地には工事中も含め被害が発生しないようにします。

7. その他参考となるべき事項

許可書は申請当事者全員の合意により（〇〇会社 担当 〇〇 TEL 〇〇〇〇〇〇〇〇）が受領します。

(記載注意)

- (1) 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- (2) 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- (3) 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- (4) 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6ヶ月単位で区分して記載してください。
- (5) 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときは、その旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画施行令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。